

雇用保険の適用、マルチジョブホルダー について

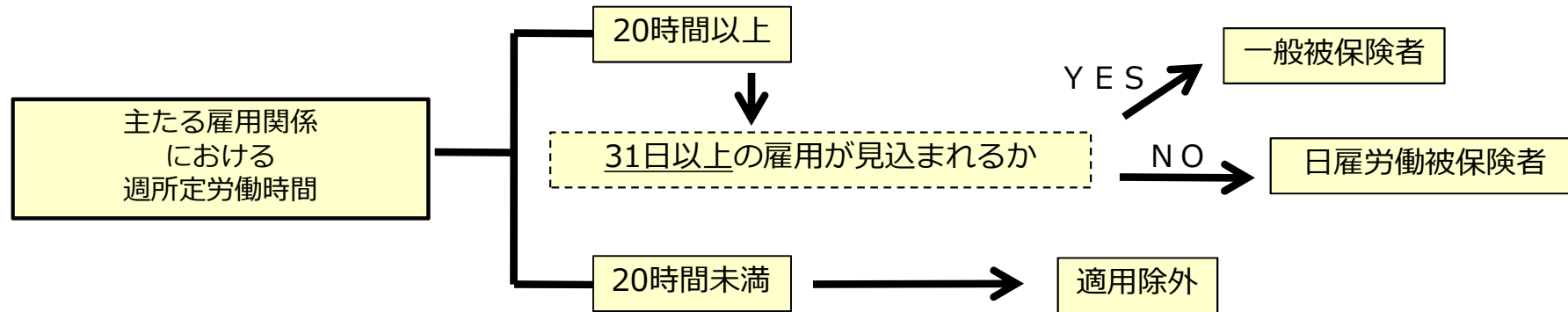
雇用保険の適用について

1. 雇用保険の適用範囲

○雇用保険の適用事業に雇用される労働者を被保険者としている。

○ただし、

- ① 1週間の所定労働時間が**20時間未満**である者
 - ② 同一の事業主に継続して**31日以上**雇用されることが見込まれない者
- については被保険者とならない（適用除外）



2. 雇用保険の適用基準の考え方について

- 雇用保険は、自らの労働により賃金を得て生計を立てている労働者が失業した場合の生活の安定等を図る制度であり、その趣旨に鑑み、保護の対象とする労働者を一定の者に限っている。
- 一般に保険とは、同種類の偶発的な事故による危険にさらされている人々がこの危険の分散を図るために危険集団を構成するものであるが、雇用保険制度においては、この同種類の危険にさらされている人々として、週の法定労働時間が40時間であること等を考慮し、20時間を適用の下限としている。

雇用保険の適用について

3. 2以上の雇用関係にある労働者の雇用保険の適用の取扱い

- 同時に2以上の雇用関係にある労働者については、当該2以上の雇用関係のうち、当該労働者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける1の雇用関係についてのみ、被保険者となる。
 - ※ 被保険者資格に係る当該1の雇用関係については、週所定労働時間が20時間以上などの適用要件を満たすことが必要。
 - ※ 1の雇用関係が解除されたとしても、他の雇用関係が被保険者となりえる形で維持されていれば、雇用保険制度の保険事故である「失業状態」には当たらない場合もあり、その際は、給付は行われぬ。

適用範囲の変遷の比較

昭和50年～

- ・所定労働時間: 通常の労働者のおおむね4分の3以上かつ22時間以上
- ・年収: 52万円以上
- ・雇用期間: 反復継続して就労する者であること



平成元年～

- ・週所定労働時間: 22時間以上
- ・年収: 90万円以上
- ・雇用期間: 1年以上(見込み)



平成6年～

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・年収: 90万円以上
- ・雇用期間: 1年以上(見込み)



平成13年～

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・年収: (年収要件を廃止)
- ・雇用期間: 1年以上(見込み)



平成21年～

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・雇用期間: 6か月以上(見込み)



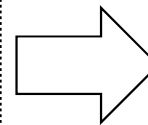
平成22年～

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・雇用期間: 31日以上(見込み)

※厚生年金、
健康保険
(被用者保険)

【昭和55年～】

健康保険及び厚生年金保険について、通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上であれば適用されることを明確化(内かん)



【平成28年10月～】

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・賃金月額: 8.8万円以上
- ・学生は除外
- ・勤務期間: 1年以上(見込み)
- ・従業員規模501人以上の企業

雇用保険の適用範囲が拡大されました

- 平成 22 年 4 月 1 日から、雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

(旧) ○ **6ヶ月以上**の雇用見込みがあること
○ 1週間の所定労働時間が**20時間以上**であること



(新) ○ **31日以上**の雇用見込みがあること
○ 1週間の所定労働時間が**20時間以上**であること

- 「31日以上」の雇用見込みがあることとは…
- **31日以上**雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなりません。
- このため、例えば、次の場合には、雇用契約期間が**31日未満**であっても、原則として、**31日以上**の雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。
 - ・ 雇用契約を更新する場合がある旨の規定が**あり31日未満**での雇止めの明示がないとき
 - ・ 雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が**31日以上**雇用された実績があるとき

◇ 4月1日以降における取扱いはいつ以下のとおりとなります。

- 4月1日以降に雇われた方
 - 4月1日以前から雇われていた方
 - ・ 4月1日以降の雇用契約期間が**31日以上**の場合
 - 4月1日以前から雇われていた方
 - ・ 4月1日以降の雇用契約期間が**31日未満**の場合
 - 4月1日時点において、その後の雇用契約期間が**31日以上**であるため、4月1日から適用されます。
 - 4月1日以前から雇われていた方
 - ・ 4月1日以降の雇用契約期間が**31日以上**の場合
 - 4月1日以前から雇われていた方
 - ・ 4月1日以降の雇用契約期間が**31日未満**の場合
 - 4月1日時点において、その後の雇用契約期間が**31日未満**であっても、その後、**31日**以上雇用が継続しないことが明らかである場合を除き、4月1日から適用されます。

日雇労働者の方

- 異なる事業主のもとで日々又は30日以内の雇用を繰り返すような場合には、日雇労働者として、日雇労働被保険者となる場合があります。
- 日雇労働被保険者となる方は、公共職業安定所で「日雇労働求職者手帳」の交付を受ける必要があります。



厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所(ハローワーク)

雇用保険の適用拡大による新たな資格取得者数(推計)

(単位:人)

	31日以上6月未満資格取得者数
平成22年7月	211,048
平成22年8月	179,999
平成22年9月	159,898
平成22年10月	177,768
平成22年11月	213,500
平成22年12月	203,726
平成23年1月	184,317
平成23年2月	184,778
平成23年3月	172,416
平成23年4月	175,479
平成23年5月	178,000
平成23年6月	166,975
累 計	2,207,904

(注) 適用拡大の効果を把握するため、平成22年7月から届出様式を変更し、契約期間が31日以上6月未満の資格取得者数について集計したもの(旧様式での届出についてはみなし)。

雇用保険被保険者数の推移

【年度別】

(単位：人、%)

【月別】

(単位：人、%)

	① 一般被保険者		② 高年齢継続被保険者		③ 短期雇用特例被保険者		④ 日雇労働被保険者	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	
H17年度	34,464,199	1.7	681,532	6.5	150,620	△ 7.6	29,770	△ 10.7
H18年度	35,247,797	2.3	749,582	10.0	140,787	△ 6.5	26,244	△ 11.8
H19年度	36,164,864	2.6	829,458	10.7	133,944	△ 4.9	24,638	△ 6.1
H20年度	36,787,524	1.7	911,842	9.9	118,207	△ 11.7	24,556	△ 0.3
H21年度	36,612,254	△ 0.5	941,940	3.3	109,350	△ 7.5	24,045	△ 2.1
H22年度	37,195,060	1.6	946,528	0.5	101,664	△ 7.0	21,638	△ 10.0
H23年度	37,564,002	1.0	971,722	2.7	93,956	△ 7.6	20,031	△ 7.4
H24年度	37,816,094	0.7	1,106,958	13.9	90,812	△ 3.3	19,345	△ 3.4
H25年度	38,145,292	0.9	1,260,554	13.9	88,019	△ 3.1	18,718	△ 3.2
H26年度	38,621,660	1.2	1,432,663	13.7	82,077	△ 6.8	17,098	△ 8.7

	① 一般被保険者		② 高年齢継続被保険者		③ 短期雇用特例被保険者		④ 日雇労働被保険者	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
H25年7月	38,227,106	0.7	1,209,249	14.7	114,303	△ 3.2	18,723	△ 4.0
8月	38,202,149	0.8	1,227,079	14.1	119,288	△ 3.3	18,428	△ 4.4
9月	38,173,059	0.8	1,245,217	13.6	122,961	△ 3.8	18,650	△ 2.9
10月	38,156,478	0.9	1,256,928	13.3	126,593	△ 4.1	18,580	△ 3.6
11月	38,215,866	0.9	1,277,973	13.3	116,890	△ 3.9	18,688	△ 2.9
12月	38,256,339	1.0	1,299,070	13.2	76,341	△ 2.1	18,711	△ 2.8
H26年1月	38,134,976	1.1	1,328,363	13.0	56,583	△ 2.4	18,735	△ 2.3
2月	38,122,234	1.1	1,353,821	12.9	49,346	△ 1.0	18,711	△ 2.3
3月	38,084,823	1.1	1,374,510	12.7	37,126	△ 7.3	18,603	△ 2.7
4月	38,250,428	1.2	1,329,635	13.3	49,628	△ 4.4	17,377	△ 9.0
5月	38,617,666	1.2	1,342,583	13.4	78,425	△ 4.5	17,415	△ 8.3
6月	38,713,838	1.3	1,357,291	13.4	97,815	△ 4.8	17,482	△ 6.5
7月	38,717,984	1.3	1,373,605	13.6	107,193	△ 6.2	17,494	△ 6.6
8月	38,685,773	1.3	1,396,607	13.8	111,174	△ 6.8	17,548	△ 4.8
9月	38,655,951	1.3	1,419,844	14.0	114,891	△ 6.6	17,206	△ 7.7
10月	38,642,318	1.3	1,434,237	14.1	118,327	△ 6.5	16,779	△ 9.7
11月	38,686,288	1.2	1,459,176	14.2	108,753	△ 7.0	16,784	△ 10.2
12月	38,727,158	1.2	1,484,504	14.3	70,319	△ 7.9	16,701	△ 10.7
H27年1月	38,603,643	1.2	1,508,318	13.5	51,162	△ 9.6	16,789	△ 10.4
2月	38,593,086	1.2	1,533,857	13.3	43,257	△ 12.3	16,766	△ 10.4
3月	38,565,792	1.3	1,552,297	12.9	33,983	△ 8.5	16,834	△ 9.5
4月	38,805,124	1.5	1,490,352	12.1	48,903	△ 1.5	16,861	△ 3.0
5月	39,179,684	1.5	1,500,135	11.7	73,537	△ 6.2	16,912	△ 2.9
6月	39,307,239	1.5	1,510,713	11.3	91,241	△ 6.7	-	-

(注1)各年度の数値は年度間月平均値である。

(注2)日雇労働被保険者については、平成26年度以降は有効な被保険者手帳を所持している者の数、平成25年度以前は日雇労働被保険者手帳交付数から推計した数。

マルチジョブホルダーの現状について

マルチジョブホルダーの現状

○ 本業も副業も雇用者である労働者数の推移

	1987年	1992年	1997年	2002年	2007年	2012年
本業も副業も雇用者である労働者 (千人)	550	757	892	815	1,029	1,050
雇用者全体に占める割合 (%)	1.2	1.4	1.6	1.5	1.8	1.8

○ 本業も副業も雇用者である労働者の内訳 (2012年)

本業の従業上の 地位・雇用形態	総数	会社などの 役員	正規の職 員・従業員	パート	アルバイト	派遣社員	契約社員
人数 (人)	1,050,200	145,900	256,700	281,600	189,500	34,600	68,700
構成比 (%)	100	13.9	24.4	26.8	18.0	3.3	6.5

出典：総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」

本業の所得階層別でみた副業している者の数

全雇用者のうち副業をしている者の数を本業の所得階層別にみると、本業の年間所得が299万以下の階層で全体の約7割を占めていることがわかる。

本業の所得階層	総数	100万以下	100～199万	200～299万	300～399万	400～499万	500～599万	600～699万	700～999万	1000万以上
副業（※）ありの者の人数	1,915,900	535,100	474,000	299,700	157,100	111,100	72,100	64,400	103,300	90,500
割合(%)	100	28.1	24.9	15.7	8.2	5.8	3.8	3.4	5.4	4.7

※副業については、「雇用者」だけでなく、「自営業主」及び「家族従業者」も含む。

出典：総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」

本業の所得階層別でみた雇用者の総数に対する 副業をしている者の割合

本業の所得階層別でみた雇用者の総数に対する副業をしている者の割合については、本業の年間所得が199万以下の階層と1000万以上の階層で副業をしている者の割合が比較的高いことがわかる。

所得階層	総数	100万以下	100～199万	200～299万	300～399万	400～499万	500～599万	600～699万	700～999万	1000万以上
総数	57,008,800	9,132,500	10,510,700	10,794,400	7,804,600	5,683,200	3,927,800	2,781,100	4,016,700	1,676,100
副業ありの者の人数	1,915,900	535,100	474,000	299,700	157,100	111,100	72,100	64,400	103,300	90,500
副業なしの者の人数	54,184,600	8,471,100	9,914,600	10,372,700	7,569,700	5,516,300	3,820,700	2,691,400	3,879,300	1,564,800
副業ありの者の数の各所得階層別の総数に対する割合	3.4	5.9	4.5	2.8	2.0	2.0	1.8	2.3	2.6	5.4

出典：総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」

社会保障・税番号制度について

社会保障・税番号制度の導入による雇用保険業務の取扱いについて

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）及び主務省令によって可能となる雇用保険業務の改善事項は下記のとおりであり、マイナンバー法により、複数の事業所における労働時間を把握できるようにはなっていない。

(1)被保険者期間及び適用事業所名称の確認

日本年金機構の保有する厚生年金保険の被保険者期間及び適用事業所名称情報の取得により、適正な給付が図られる（行政機関の業務効率の向上・適正な給付の促進）

(2)介護休業給付や未支給失業等給付の支給にあたっての添付書類の省略

市町村の保有する住民票関係情報の取得により、被保険者との被介護者又は死亡者との続柄を確認し、添付書類を軽減（利用者の利便性の向上）

(3)傷病手当の併給調整

健康保険、労災保険等に基づく休業補償との併給調整の確認を個人番号により実施することにより、適正な給付が図られる（行政機関の業務効率の向上・適正な支給の促進）

- ハローワークが保有する雇用保険の被保険者情報には、マイナンバーとの紐付けに必要な基本4情報（氏名、性別、生年月日、住所）のうち、住所情報が含まれていないため、被保険者情報とマイナンバーとの紐付けを直ちに行うことは困難。
- このため、雇用保険被保険者資格取得届や失業等給付の支給申請書の様式に、マイナンバーを記入する欄を設け、随時、ハローワーク窓口での雇用保険関係の各手続の際に個人番号と被保険者番号との紐付けを行う予定（個人番号の提出は義務ではない）。

【平成28年1月以降】

マイナンバー制度のスケジュール(予定)

平成25年 5 月	番号関連法の成立・公布
<u>平成27年10月～</u>	国民への個人番号の通知の開始
<u>平成28年 1 月～</u>	雇用保険手続の個人番号対応開始 個人番号カードの交付の開始 (個人の申請により市町村が交付) 法人番号の利用の開始
<u>平成29年 7 月～</u>	雇用保険業務において、他の行政 機関との情報連携開始

マルチジョブホルダーに関する議論の状況

◇雇用保険部会報告書（平成24年1月6日）

- マルチジョブホルダー、65歳以上への対処及び教育訓練給付については、今後の雇用失業情勢や社会経済情勢等を勘案しつつ、 今後は、中長期的な観点から議論していくべきである。

◇雇用保険部会報告書（平成25年12月26日）

- マルチジョブホルダーについては、適用の当たっての労働時間の把握方法や失業の判断といった課題もあり、2017年の番号制度のシステム運用の状況を考慮しつつ、 中長期的観点から議論していくべきである。

論点

- 雇用保険の適用に係る考え方・現状や、これまでの適用拡大の効果等に鑑み、現在の雇用保険の適用基準（週20時間以上、31日以上雇用見込み）について、どう考えるか。
- マルチジョブホルダーについては、適用に当たっての労働時間の把握方法や失業の判断といった課題があるが、現時点での社会保障・税番号制度の施行状況等を踏まえ、どう考えるか。